

内閣官房長官
菅 義偉 様

新型コロナウイルス感染症対策として今、介護事業者が求めていること（要望書）

令和2年8月17日

全国介護事業者政治連盟
会長 久野義博

一般社団法人全国介護事業者連盟
理事長 斉藤



第2波と言っても過言ではない新規感染者の拡大が全国的に広がっている昨今の状況の中でも、重症者、死者数が第1波と比較すると少ないと言われている現状のうちしっかりとした対策をとって、医療崩壊を防ぐことが何よりも優先されることであり、医療崩壊を防ぐための前段階においては介護崩壊を防ぐことが重要であります。そのための介護事業者に対する支援として、先に成立した第二次補正予算における「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）」において4132億円もの大きな支援を頂きました。そのような状況を踏まえて、今、介護事業者が求めていることは、特別に目新しい要望事項ではなく、以前より要望しており、すでに対策着手して頂いているものの、実行面において十分な支援が現場に届いていないと感じている点を中心に、下記の3点でございます。

① 介護従事者及び介護事業利用者に対する優先的なPCR検査の実施支援

すでに政府において介護従事者に対する対応を検討頂いていることと思いますが、具体的な実施スケジュール・手順が見えない状況にあります。繁華街において特別な場所を設けて、PCR検査を実施しているのと同様に、毎日のPCR検査数の一定数を介護従事者及び介護事業利用者（要支援・要介護高齢者）のための検査数として確保頂き、感染が拡大している地域に出張所を設けるなどして、毎日、順番に介護従事者にPCR検査の実施が出来るようお願いしたい。

② 入所系の介護施設において感染者が発生した場合の地域連携体制の確保

施設において感染者が発生した場合、濃厚接触者となる職員を自宅待機とするため、施設のオペレーションに大きな支障が生じます。そのための対策として「緊急包括支援事業（介護分）」において都道府県に対する予算をすでに確保頂いているが、各地でのクラスター発生施設においては機能していない状況にあり、実行体制の確立を強くお願いしたい。

③ 通所系サービスにおける感染対策による休業や利用制限に対する補償制度の確立

今後の感染が拡大した場合に、最も売上減少が生じる可能性の高いサービス分類が通所系のサービスであることはすでに4月・5月ではっきりとしています。感染拡大防止の観点から一時的な休業や利用者人数の制限などの対策を行った場合の補償体制を確立し、第二次補正予算における予備費の活用を是非とも検討頂きたい。

以上